## 施設カルテ

#### (1)施設の基本情報

施設番号 S00257 施設名称 観光情報センター(会館)

所在地(住所)

松阪市京町507番地2





根拠条例	松阪市観光情報センター条例	担当部署	産業経済部 観光交流課
設置年度	昭和61年度	財産区分	12 公共用財産

設置目的

(施設整備を行った経緯と整備 が必要であった理由) 観光及び物産振興を図るための総合情報拠点施設として設置。

施設の設置目的に沿った 運営状況

松阪の玄関口として、多くの観光客が利用する松阪駅付近に設置されており、観光客に対して総合窓口的な役割を果たしている。特に、JR松阪駅の建物を借用して運営している「まつさか交流物産館」との連動を図ることで、広域にわたる観光や物産に関する情報の提供を行っている。

#### (2)建物の概要

設置	置形態	単 独			用途地域等			商業地域			
駐車	車場(収容台数)	なし (民間有料駐車場)									
±	敷地面積	95 <b>㎡</b>		借引	受期間・1	<b>責料等</b>		_			
地	所有者	市									
	建物名称	会館									
主た	用途	事務所			告·階数			鉄骨(4mm超)·地上3階·地 下0階			
る建	建築年月	昭和61年 9月18日		建物	建物取得費(全体)			51,980,000円			
物 1	延床面積	160.1 <b>m</b> i		耐意	耐震診断(実施年)			不要			
	耐震補強(実施年)	不要		所有	有者			市			
	見模改修等の履歴・計画 0万以上)	平成25年度	平成 年	度	平成	年度	串	成 年度	平成	年度	
	対象建物	会館									
	施工内容	窓枠改修工事									
	費用	16,065,000円									
IJ	スク・高機能化対応度	自動ドア無しエレベーター	 無し								

# (3)管理・運営の概要

利用時間	9:00~18:00			休	听(館)	日	12月	12月30日~翌年1月2日			
運営形態	直営			管理	者名						
委託期間(指定管理の場合)	自	年	月	日	至		年	月	日		
	観光、物産に関する情報の収集及び提供業務 観光客の誘致に関わる事業の実施、宣伝(観光PR)業務										

## (4)管理・運営に係る経費

(単付:円)

(4)官任・建名に依る社員	L							(早1)	L: [])	
正規職員 0.30 人 労務	<b>員</b> 人	再任用職員		人	非常勤職員		人	合計	0.30	人
施設の維持管理に係る経	費		施	設の運	営・事業に	に係る統	径費(	指定管理	の場合	)
維持管理経費	2,2	62,000		運営	- 事業等紀	E費		6,809,0	00	
光熱水費	1,0	97,000		指定	管理委託制	件				
保守点検委託料	5	97,000		その作	也の経費					
賃借料		33,000								
修繕費	2	10,000		観光案	内業務等	<b>季託料</b>	6,809,000			0
その他の経費	3	25,000								
人件費	2,2	19,100								
職員 等	2,2	19,100								
非常勤職員										
①小計	4,4	81,100	2	小計				(	5,809,00	0
4合計(①+②)-③				9,8	68,100円					
市民一人あたりのコスト				5	8.39円					
財源	補助金等収入		その他に		以入					
941 AIR	使用料等収入	1,422	,000	円 一	③年間収入	人合計		1,422,00	00円	
(5)施設の利用状況										

内容	単位	実績数			
M 台	丰四	H22	H23	H24	
来館者数	人	20,400	16,915	19,343	

# (6)関連情報

類似施設		近隣施設	まつさか交流物産館
------	--	------	-----------

# (7)その他

管理・運営上の問題点	観光案内業務等を行うことを主たる目的とした施設であり、現在、一般社団法人 松阪市観光協会にこれらの業務委託を行っているが、地域の観光資源や物産全般についての専門的な知識を要する業務であることから、案内を行う人材の育成については、長期的なスパンで行う必要がある。 また、合併後、広域となった市域全体の情報発信については物理的な距離等の問題もあり、情報の収集・発信が未だ十分とは言えないものであり、それぞれ地域に点在する施設などとの連携をより密にし案内業務を行うことが必要となっている。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	もともと地域の観光振興を担う団体を育成していくという目的も含め、行政 が主導的に関わってきた松阪市観光協会(現在は一般社団法人)が管理運 営に関わっており、3階フロアは、この(一社)松阪市観光協会が事務所とし て使用している(使用料免除)。
特記事項	建物2階フロアは、喫茶店が使用。 (【年間】使用料:1,008,000円、光熱水費:414,000円)

### 各棟の状況

番施	フ		ш.	+# \#	r = #	海体左口口	取得費	耐震		
号設	区施 分設	建物名称	用途	構造	床面積	建築年月日	取得費	診断	補強	
				・地上階・地下階						
				·地上階·地下階						
				・地上階・地下階						
				・地上階・地下階						
				·地上階·地下階						
				·地上階·地下階						
				·地上階·地下階						
				·地上階·地下階						
				·地上階·地下階						
				·地上階·地下階						
				・地上階・地下階						
				・地上階・地下階						
				・地上階・地下階						
				・地上階・地下階						
				・地上階・地下階						
				・地上階・地下階						
				·地上階·地下階						
				·地上階·地下階						
				・地上階・地下階						
				·地上階·地下階						
				·地上階·地下階						
				・地上階・地下階						
				・地上階・地下階						
				・地上階・地下階						
				・地上階・地下階						
				·地上階·地下階						